

糸満市児童虐待防止条例（案）

子どもは社会全体の宝であり、生まれたときから一人ひとりが人間としてその権利が保障され、尊重されるべき存在である。

そして、子どもが家庭や地域のぬくもりの中で、愛されて育つ権利、守られる権利があり、夢や希望を抱きながら健やかに成長していくことは、市民全ての願いであります。

ライフステージの多様化により、晩婚化、非婚化が進行するだけでなく、核家族化や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加など、子育てに対する不安や孤立を感じる家庭が増加しております。

しかし、子どもに対する虐待は、その健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を与える人権侵害であり、絶対に許されません。誰かの助けが必要となる子どもに、手を差し伸べることができるのは私たち一人ひとりであります。

子どもたちの幸せを守り虐待を防止し、全ての糸満市民が一体となって地域の力で子どもと家庭を支える社会を推進するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることに関する基本理念を定め、市、保護者、市民等、関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待から子どもを守るために必要な施策の基本的な事項を定めることにより、子どもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者並びに市内に存する学校に在学する者をいう。
- (5) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、弁護士、民生委員児童委員その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

（基本理念）

第3条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、何人も、これを決して行ってはならない。

2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。

3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。

- 2 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を行うものとする。
- 4 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めなければならない。
- 5 市は、子どもを虐待から守るために、子どもの人権や意見表明権、自発的な行動を抑制するような暴言、体罰の禁止及び虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 6 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割、体罰を含めた市民への意識実態調査その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

(保護者の責務)

- 第5条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、子どものしつけに際して、人権に配慮し、子どもの心身の健全な成長及び発達に努めなければならない。
- 2 保護者は、子どもを虐待から守ることについての理解を深め、子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。
 - 3 保護者は、子どもが苦痛を受けているかを問わず、体罰を加える行為又は保護者としての監護を著しく怠ることをしてはならない。
 - 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

(市民等の責務)

- 第6条 市民等は、第3条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めなければならない。
- 2 市民等は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子ども及び保護者を見守るとともに、声かけ等を行うことを通じて子育て家庭との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めるものとする。
 - 3 市民等は、市が行う子どもの安全の確保に協力するよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

- 第7条 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に努めなければならない。
- 2 関係機関等は、子どもを虐待から守るため、市が実施する虐待の防止に関する施策に協力するとともに、互いの連携によるつながる支援に努めなければならない。
 - 3 関係機関等は、市及び児童相談所等が行う子どもの安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

(子育てに関する支援のための施策)

- 第8条 市は、虐待の未然防止に当たり、関係機関等と連携し、子育てに関する支援のための施策の充実を図るとともに、安心して子育てができるような環境の整備に努めなければならない。
- 2 関係機関等は、虐待の未然防止に当たり、子育てに関する支援のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

(地域における子育て支援)

- 第9条 市は、市民等及び地域において子育て支援に係る活動を行う団体に対し、子育て

支援に係る知識の提供その他の必要な支援を行うとともに、市民等および当該団体と連携をし、保護者が安心して子育てをすることができるような環境づくりに努めるものとする。

（妊娠期からの支援）

第10条 市は、妊娠期から切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを活用した支援を行うものとする。

（乳児家庭全戸訪問事業等の活用）

第11条 市は、虐待の未然防止に当たり、次に掲げる事業により状況を把握できなかった家庭の情報を庁内関係部署において共有するよう努めるものとする。

（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項の乳児家庭全戸訪問事業

（2）母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項及び第13条1項の健康診査その他の乳幼児に対する健康診査

（虐待の未然防止）

第12条 市は、虐待を未然に防止するため、子育て支援施策の充実を図るとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの一体的な取組みにより、要支援児童及び要保護児童並びに特定妊産婦等の把握に努めるものとする。

（情報の共有）

第13条 市及び関係機関等は、虐待の早期発見及び早期対応のため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、相互の連携及び協力を図るための体制の整備に努めなければならない。

（虐待の防止等のための個人情報提供）

第14条 市長は、虐待の未然防止並びに虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援のため必要があると認める場合には、当該虐待に係る子ども又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に関する情報を警察及び関係機関等に対し、その業務の遂行に必要な範囲内に限って提供することができる。

（虐待の早期発見）

第15条 市、市民等及び関係機関等は、虐待の早期発見について大きな役割を担っていることを認識し、虐待の早期発見に努めなければならない。

2 虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに、法第6条第1項の規定による通告（以下「通告」という。）をしなければならない。

（通告及び相談に係る対応等）

第16条 市は、通告があった場合は、直ちに調査を行い、必要があると認めるときは、子どもの安全の確認及び確保を行わなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市区町村又は児童相談所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。

2 市は、通告及び虐待に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。

3 市は、通告及び虐待に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

（転出等をする場合の措置）

第17条 市は、虐待を受け、又は受けるおそれのある子ども及びその保護者に対する支援中において、これらの者が転出をする場合若しくはその事実が判明した場合は、支援が途切れることのないよう転出先の市区町村へ必要な情報を引き継ぐものとする。

（子どもに対する保護及び支援）

第18条 市は、児童相談所、所轄警察署及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子ども

を守るため、当該子どもに対して、必要な保護及び支援を行うものとする。

（保護者に対する指導及び支援）

第19条 市は、児童相談所及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもが良好な家庭環境で生活することができるよう、その保護者に対して、虐待の再発防止のための指導及び支援を行うものとする。

（子どもの家庭復帰及び自立に係る支援）

第20条 市は、児童相談所及び関係機関等と連携し、施設入所等の措置又は一時保護の解除がなされた子どもの家庭復帰及び自立に当たって、必要な支援を継続して行うものとする。

（虐待の防止の啓発）

第21条 子どもを虐待から守り、市民に広く児童虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、児童虐待防止推進月間及び児童虐待防止推進の日を設ける。

2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。

3 児童虐待防止推進の日は、毎月18日及び19日とする。

4 市は、関係機関等と連携し、児童虐待防止推進月間等の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（要保護児童対策地域協議会）

第22条 市は、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の運営が適切かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

2 前項の要保護児童対策地域協議会は、虐待から子どもを守るため、構成員が保有する情報の共有を図るとともに、構成員同士の連携等に努めなければならない。

（財政上の措置）

第23条 市は、児童虐待の防止等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。